

「参加される求職者・支援機関の皆様へ」

1 面談会について

(1) 面談会の目的

本面談会は職場実習のためのマッチングの機会であり、採用面接ではありません。しかし、職場実習を行うことにより事業所と求職者の相互理解が進み、結果的に求職者が応募して採用となり、雇用後の定着にもつながることが多いことから本面談会を開催することとなりました。

(2) 面談件数

面談件数は1人につき2社までといたします。事前申込制のため当日追加面談はできません。

(3) 服装は自由

採用面接となるとどうしても固くなってしまい、自分の思いや意気込みをうまく話せないこともあると思います。採用面接ではない面談会という機会を活かし、双方が気軽に話せる雰囲気作りの一環として服装を自由としています。

(4) 同行支援者は1名まで

新型コロナウイルス感染症対策のため会場に入場できる人数を制限しているため、支援機関の同行者は求職者1人につき、1名までといたします。

(5) 職場実習について

面談会の参加により職場実習の実施を確約するものではありません。面談を行うことにより、事業所と求職者の双方が職場実習を望んだ場合、具体的な職場実習の実施に進みます。

2 面談会会場への入場時間について

面談会は13時00分～16時30分の間に1回20分で8回実施します。

- ① 13:00～13:20 ② 13:25～13:45 ③ 13:50～14:10 ④ 14:15～14:35
⑤ 14:55～15:15 ⑥ 15:20～15:40 ⑦ 15:45～16:05 ⑧ 16:10～16:30

求職者ごとに面談開始時間が異なりますので、支援機関もしくはハローワーク（以下「支援機関等」と言う）を通じて面談開始時間及び受付開始時間（開始時間の30分前）をお伝えいたします。

過密を回避するために受付開始時間以前の入場はできませんのでご了承ください。また、時間割は主催者に一任となり面談時間の要望は受けかねますのでご了承ください。

3 駐車場（有料）について

ウインクあいち地下駐車場（料金は各自負担）をご利用ください。なお、駐車台数に限りがございますので、なるべく公共交通機関を利用してご来場ください。

4 面談会当日にお持ちいただくもの

(1) プロフィールシート

本面談会は採用面接ではないので、履歴書・職務経歴書の提出は不要です。とはいえ、障害特性や配慮を求める事項について把握していないと事業所は職場実習受入の判断もできません。そこで、以下の内容を記したプロフィールシートを持参し、事業所に提出してください。（書式は任意です。支援機関で使用している書式をそのまま活用しても構いません。）

- ・氏名
- ・障害特性
- ・業務を行うに際して配慮を求めたい事項
- ・アピール事項（資格、職務経験、学んできたこと、得意なこと等）
- ・職場実習に際しての要望（実習時間や実習日数など）

(2) 筆記用具

5 面談会後の流れについて

(1) 職場実習の希望

面談会終了後、支援機関等より求職者の職場実習希望有無の連絡を事業所に入れてください。

職場実習希望の場合は受入可否の回答を受け、受入可であれば具体的な日程調整を行ってください。また、職場実習希望有無及び実習日程をあいち障害者雇用総合サポートデスクに報告してください。

(2) 職場実習の実施

職場実習を実施する際、支援機関等は職場実習の内容等の事前打合せを綿密に行い、初日の同行、最終日の振り返りを実施してください。また、傷害保険等の保険に加入してください。

(3) 職場実習実施計画書等書類作成

職場実習を行うに際して、職場実習実施計画書、同意書、職場実習実施結果報告書等の作成が必要になります。基本的には支援機関が作成し、事業所の了承をもらったうえで求職者管轄のハローワークに提出してください。特に職場実習実施計画書、同意書は職場実習開始前にハローワークに提出する必要があります。

職場実習実施計画書等のデータ様式が必要な場合はハローワークにお問い合わせください。

(4) 応募

職場実習終了後、支援機関等より求職者の応募希望有無を事業所に連絡したうえで、求職者管轄のハローワークに職場実習実施結果報告書の提出と応募希望の有無の報告をしてください。

応募希望の場合は、該当する求人の有無を確認し、該当する求人があれば紹介状の交付を受けてください。該当する求人がなければハローワークより事業所に求人申込をするよう依頼します。事業所が求人申込を行うのを待って紹介状の交付を受けてください。

6 その他

(1) 面談枠を超えた場合

各事業所の面談枠は8枠です。面談枠を超えた場合は複数人で面談を行う、別途日程を設け事業所にて面談を行うなどの検討をしますのでご了承ください。

(2) 面談会の中止

当日、新型コロナウイルス感染症の感染状況及び荒天で安全に面談会を開催できないと当局が判断した場合は、面談会を中止することがあります。その場合は当日10時までにあいち障害者雇用総合サポートデスクホームページに中止のお知らせを掲載しますので、ご了承ください。

(3) 新型コロナウイルス感染者発生時の個人情報提供

会場内で新型コロナウイルス感染者が発生した場合は、主催者は保健所等への公的機関に対し、面談会参加者（支援機関の同行者も含む）の個人情報を提供いたしますのでご了承ください。

面談会終了後、支援機関等を実施していただく事項

- ① 面談事業所に職場実習希望有無の連絡及び実習日程調整の連絡（希望無しの場合も必ず連絡）←令和4年3月11日までに連絡・日程調整
- ② あいち障害者雇用総合サポートデスクに職場実習希望有無の連絡及び実習日程の報告
←令和4年3月11日期限
- ③ 職場実習実施計画書・同意書等書類を作成し、職場実習開始前に求職者管轄ハローワークに提出
- ④ 職場実習終了後、実習事業所に応募希望有無の連絡
- ⑤ 求職者管轄ハローワークに職場実習実施結果報告書の提出と応募希望の有無の報告

お問い合わせ先

ハローワーク

愛知労働局職業対策課

あいち障害者雇用総合サポートデスク

ハローワークの所在地・連絡先→

TEL052-219-5507

TEL052-583-1010

